

東三河南部交通圏タクシー準特定地域協議会 構成員

令和4年12月27日現在

(敬称略)

根 拠	区分	組織名	役職	構成員名
設置要綱 第4条(1)	関係地方公共団体の長又は その指名する者	愛知県	都市・交通局 交通対策課長	片岡 良実
		豊橋市	都市計画部 都市交通課長	山下 雅史
		豊川市	市民部 人権交通防犯課長	山本 太郎
		蒲郡市	市民生活部 交通防犯課長	鳥居 昭裕
		新城市	総務部行政課 公共交通対策室室長	貝崎 禎重
		田原市	都市建設部 街づくり推進課長	大羽 剛
設置要綱 第4条(2)	タクシー事業者等	東海交通株式会社	代表取締役 (愛知県タクシー協会会長)	青木 良浩
		豊鉄タクシー株式会社	代表取締役 (愛知県タクシー協会東三河支部 長)	長縄 則之
		株式会社かね一自動車	代表取締役	天野 一美
		渥美交通株式会社	代表取締役	鈴木 雅
		ヨシダ交通株式会社	代表取締役	山本 洋子
		豊川タクシー株式会社	代表取締役	鈴木 榮一
		東宝交通株式会社	代表取締役	足立 元
		豊橋市個人タクシー協同組合	代表理事	藤井 裕次
設置要綱 第4条(3)	労働組合等	三河地区ハイタク労組連絡協議会	(豊鉄タクシー(株)労働組合執行委員長)	倉橋 高暢
設置要綱 第4条(4)	地域住民の代表	豊橋商工会議所	常務理事	瀧川 雅弘
		豊川商工会議所	専務理事	長谷川 完一郎
設置要綱 第4条(5)	鉄道事業者、バス事業者、 宿泊施設管理者等	蒲郡市観光協会	事務局長	鹿野 公朗
		豊橋市観光コンベンション協会	常務理事	大谷 政道
設置要綱 第4条(6)	学識経験者	名城大学	理工学部 社会基盤デザイン工 学科 教授	松本 幸正
		豊橋技術科学大学大学院	工学研究科 准教授	松尾 幸二郎
設置要綱 第4条(7)	豊橋労働基準監督署長又は その指名する者	豊橋労働基準監督署	署長	鳥居 粧滋
設置要綱 第4条(8)	愛知県豊橋警察署長又は その指名する者	愛知県豊橋警察署	交通課長	矢野 正和